

◆宗像市文化芸術活動事業補助金（案）

資料2

* 文化芸術のまちづくり10年ビジョンの取り組みについて、「Ⅰ 新たな創造性のある文化芸術事業」及び「Ⅱ 地域伝統文化継承及び活用事業」に対して補助する。

補助メニュー(大区分)	中区分	小区分	条件	具体例	対象経費	補助期間	補助率	
Ⅰ 新たな創造性のある文化芸術事業	① 市民向けに提供される文化芸術事業	(1)音楽があふれるまち・宗像につながる事業への支援	音楽分野の鑑賞機会を提供する事業であること	●まちなかでの市民音楽フェスタ ●飲食店等の商業施設、観光施設や駅等の公共施設の空きスペースでのコンサート	報償費(謝金等)、旅費、需用費(消耗品費、印刷費等)、役務費(郵送料、保険料等)、宣伝費、会場費、委託料	1年	※ただし、宗像市市民文化・芸術活動審議会が必要と認める場合は、継続することができる	補助対象経費の合計額の3分の2以内の額(20万円を限度)
		(2)市民の文化芸術の鑑賞機会の提供につながる事業への支援	音楽分野以外の文化芸術の鑑賞機会を提供する事業であること	●飲食店等の商業施設、観光施設や駅等の公共施設の空きスペースでのコンサート等				
		(3)市民の文化芸術の体験機会の創出につながる事業への支援	単に観るだけでなく、体験型等の特色のある事業であること	●自宅、公共施設等での体験事業 ●伝統文化(舞踊、華道等)の親子体験教室				
		(4)文化芸術の力を子育て、福祉等の分野に活かした活動への支援	福祉、子育て等で生じる地域の課題の解決につながる事業であること	●未就学児の親子を対象とした文化サロン ●福祉施設に出向いてのコンサート事業 ●子どもの情操教育となる鑑賞・体験事業				
		(5)国際交流を通じた文化芸術活動への支援	国際交流により市民の文化芸術活動を推進する事業であること	●姉妹都市金海市との文化交流事業 ●友好交流都市ブルガリア等との民間レベルでの国際交流を通じた文化芸術活動 ●2019ラグビーワールドカップ、2020東京オリンピック・パラリンピックを見据えた国際交流を通じた文化芸術活動				
	② 文化芸術の担い手づくり事業	(1)アマチュア団体の発表機会の創出活動への支援	市民が主役となり文化芸術活動の発表機会の提供、支援を行う事業であること	●飲食店等の商業施設、観光施設や駅等の公共施設の空きスペースでのコンサート、展示会等				
		(2)若手芸術家の育成につながる活動への支援	文化芸術の担い手育成につながる事業であること	●子どもたちが主体となった公演事業、文化イベント ●若手芸術家等による文化イベント				
Ⅱ 地域伝統文化継承及び活用事業	① 継承及び活用することが必要とされる事業	(1)次世代に継承することが必要とされる伝統行事の備品購入等への支援	宗像市文化財保護審議会において、地域伝統文化に該当することが認められること(指定文化財以外) ※備品購入等への支援については、これまでの備品更新の状況が分かる資料を提出すること	●地域伝統文化を継承するための備品購入等事業	委託料、工事費、備品購入費	最長3年度間	補助対象経費の合計額の4分の3以内の額(50万円を限度)	
	② 後継者育成につながる事業	(1)次世代に継承することが必要とされる伝統行事の後継者育成への支援	(鐘崎盆踊り、神湊盆踊り、主基地方風俗舞、田熊山笠、鐘崎山笠、地島山笠、大島山笠、赤間祇園、みあれ祭、浦安舞、八所宮御神幸、牟田尻天満宮の御神幸など)	●地域伝統文化の後継者育成に活用するための記録映像作成事業	報償費(謝金等)、旅費、需用費(消耗品費、印刷費等)、委託料	最長3年度間	補助対象経費の合計額の4分の3以内の額(50万円を限度)	

「Ⅰ 新たな創造性のある文化芸術事業」は、後期ビジョンの取り組みを団体が補完する事業に対して補助する内容とする。今回の見直しにより、20万円/年を限度とする。ただし、補助率は補助対象経費の合計額の3分の2以内の額とする。
「Ⅱ 地域伝統文化の継承及び活用事業」は、伝統文化継承のための課題となっている備品の買い替えや後継者育成を補助する内容とする。これまでの補助実績から、従来どおり50万円/年を限度とする。

◆補助終了後の取り扱い

ア 市協働委託事業又は市主催事業として継続

宗像市文化芸術活動事業補助金を活用した「Ⅰ 新たな創造性のある文化芸術事業」のうち、特に効果があると認められるものに対しては、補助終了後、市主催事業又は行政と民間が協働で実施した方が効果的な事業については、市協働委託事業として継続展開を協議する。

イ 宗像ユリックス等との共催事業として継続

補助終了後、「ア 市協働委託事業又は市主催事業として継続する」よりも、宗像ユリックス等との共催で実施した方が効果的な事業については、市が当該団体間の調整の場を設ける。